

# 不審者侵入対策マニュアル

## I 日常の安全確保の具体的な取組

### 1 来校者への対応

- (1) 受付窓口は事務室とし、校舎入り口に明示する。16:45以降の窓口は職員室とする。
- (2) 事務室（職員室）廊下に表示案内する。「ご用の方は事務室までお越し下さい。」等
- (3) 事務室で来校者名簿への記入及び来校者証を配布し着用してもらい、学校来校者との識別ができるようにする。保護者については、必要に応じて保護者用名札を着用してもらおう。
- (4) 外部の方で来校者証等を着用していない場合には必ず事務室に案内する。
- (5) 職員は、来校者に対し、声かけやを積極的に行い、用件の確認や訪問場所への案内等を行うことを習慣化する。

来校者を見かけたら相手に不快感を与えないよう配慮しながら、あいさつや状況に応じて、「受付は事務室で行っております。」「何かお困りですか。」「どなたをお待ちですか」などと声をかけ、相互の信頼関係づくりに努める。

### 2 職員の取組

- (1) 緊急対応マニュアルの作成と実践を行う
- (2) 安全確保の意識の高揚を図る（※名札の着用）
- (3) 安全点検を定期的に行う
- (4) 週番は金曜日の退勤時には門扉（正門及び裏門）の戸締まりを行う  
※週休日に部活動等で開門する場合は、退勤時に門扉の戸締まりを行って下さい。
- (5) 欠席生徒の確実な把握をする
  - ・保護者へのお願（確実に欠席の連絡をとる）
  - ・欠席者名を確認し、無届け欠席者の確認をする
- (6) 校区内の安全マップの作成・活用・・・通学路、危険箇所、「太陽の家」の避難できる場所
- (7) 防犯機器の活用（検討中）・・・防犯ブザー等の所持・モップ等の清掃用具、消火器や机、いす、傘等の身近な道具を活用して防犯対策をする。

### 3 生徒の防犯意識を高める。

- (1) 登下校の指導
  - ・安全な通学路の指導
  - ・登下校は友達と一緒にする。
  - ・登校時間 7時30～8:00
  - ・下校時間午後5時～7時
  - ・寄り道をしない
- (2) 不審者にあつたときの対応の仕方
  - ・おかしいと思ったら近づかないこと
  - ・危険を感じたら、「助けて」と大声をだすこと
  - ・学校で事件が発生した場合→職員室・先生がいるところに逃げる
  - ・校外で発生した場合→「太陽の家」、近く店か近くの大人の人に連絡すること
  - ・不審者にあつた場合→親・先生・近くの大人・駐在所に連絡をすること。
- (3) 避難訓練の実施
  - ・不審者が侵入したとき、不審者に会ったときの避難の仕方を学級指導、関係機関を招聘して行う。

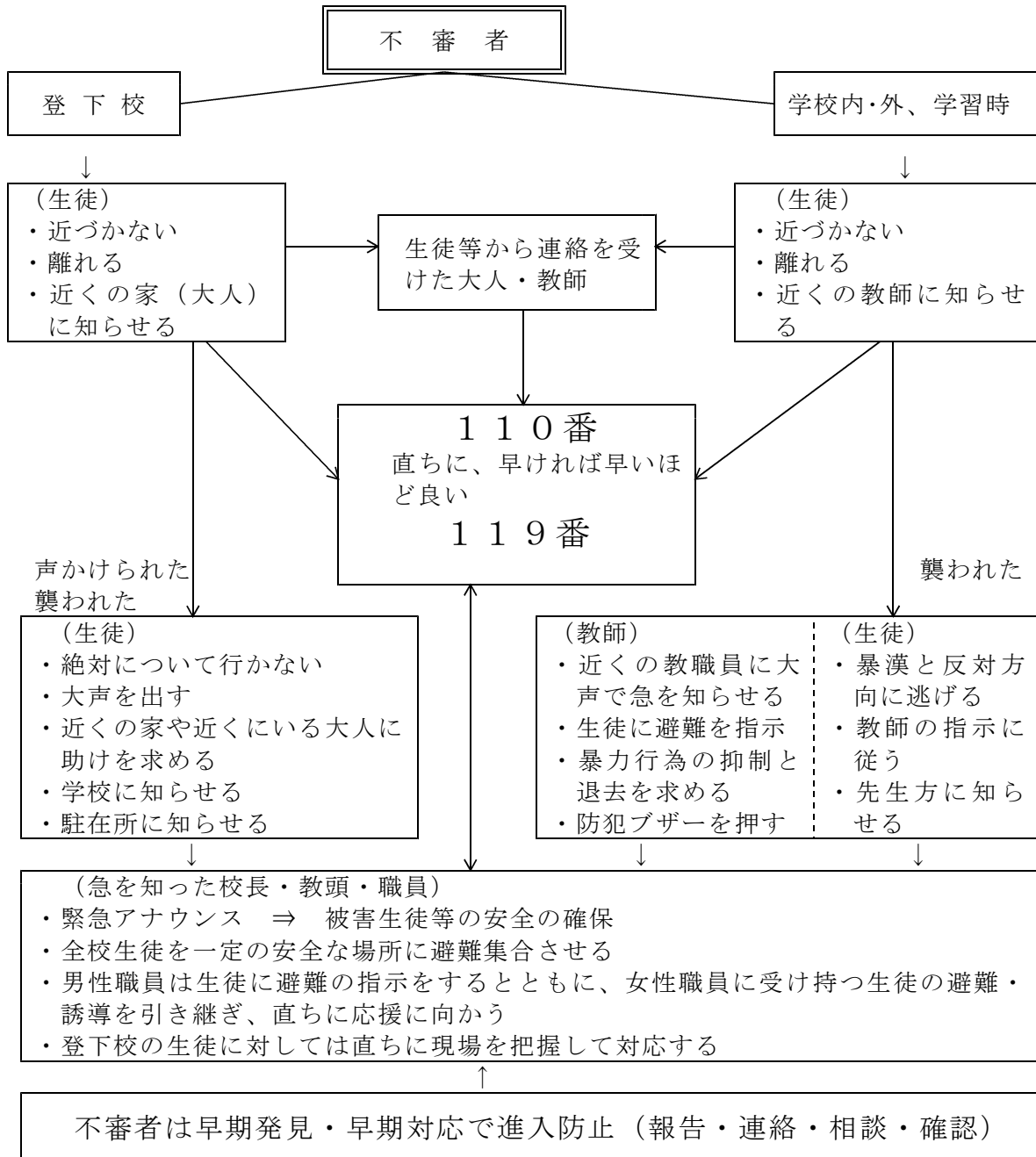
### 4 P T A ・ 地域 ・ 保護者及び関係諸機関

- (1) 学校内外のパトロールの実施
- (2) 「太陽の家」等避難場所の再確認
- (3) 不審者の情報提供
- (4) 事件、事故発生時における支援、協力
- (5) 地域住民への啓発活動
- (6) 心のケアの支援・専門家などの派遣

### 5 施設・設備の改善

- (1) 「無断立ち入り厳禁」の立て看板設置
- (2) 設備・機器の操作・取り扱い方法の習得

## II 緊急時の対応（事故発生当日）



### 全職員の対応

校長・教頭	主幹教諭・教務	学年主任・担任	生徒指導	養護教諭	事務職員
・全体指揮 ・職員への連絡・調整・指揮 ・教育委員会への報告 ・警察との連携 ・報道機関対応 ・被害生徒の家庭訪問	・PTA役員への連絡 ・全保護者への連絡	・避難誘導 ・生徒の人員確保 ・安全指導 ・保護者への連絡・引き渡し ・被害生徒の家庭訪問	・現場直行 ・不審者への対応	・応急処置 ・負傷者の付き添い ・医療関係の連絡等	・電話対応 ・各種連絡等 ・緊急放送（管理職がない場合）

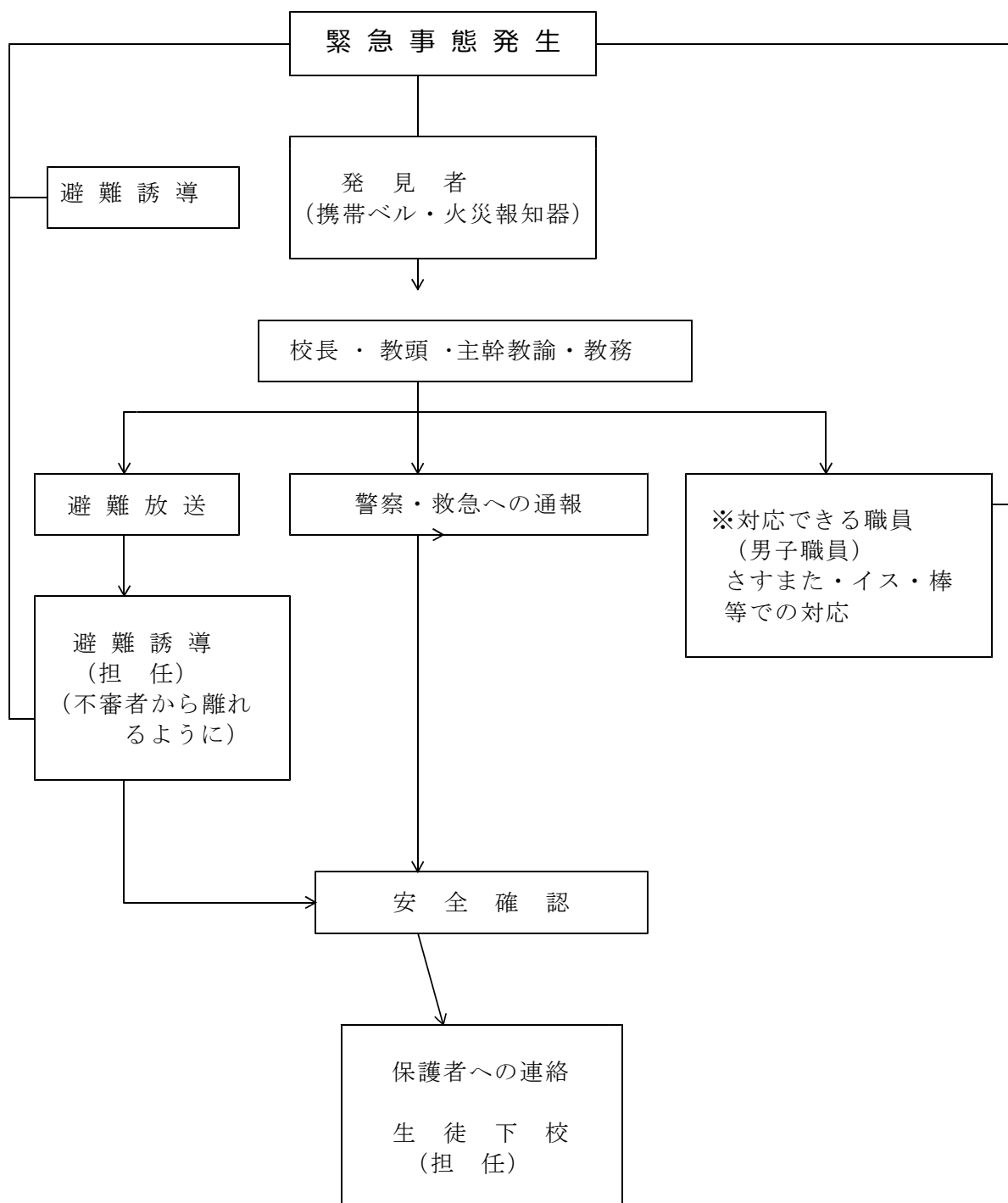
### Ⅲ 緊急時の安全確保

#### 1 不審者情報が入ったときの体制

- ①警察への連絡、パトロール要請・・・校長
- ②保護者への連絡・・・・・・・・・・・・・教頭
- ③生徒の登下校指導・・・・・・・・・・・・・担任
- ④職員、PTAによる校内、学校周辺巡回計画・・・生徒指導
- ⑤警察、地域、PTA、近隣の学校への連絡・・・校長、教頭、主幹教諭、教務

#### 2 不審者の立ち入り等の緊急時の体制

- ・通報、生徒への注意の喚起、避難指導、対応できる職員の体制



# 防火・火災対策マニュアル

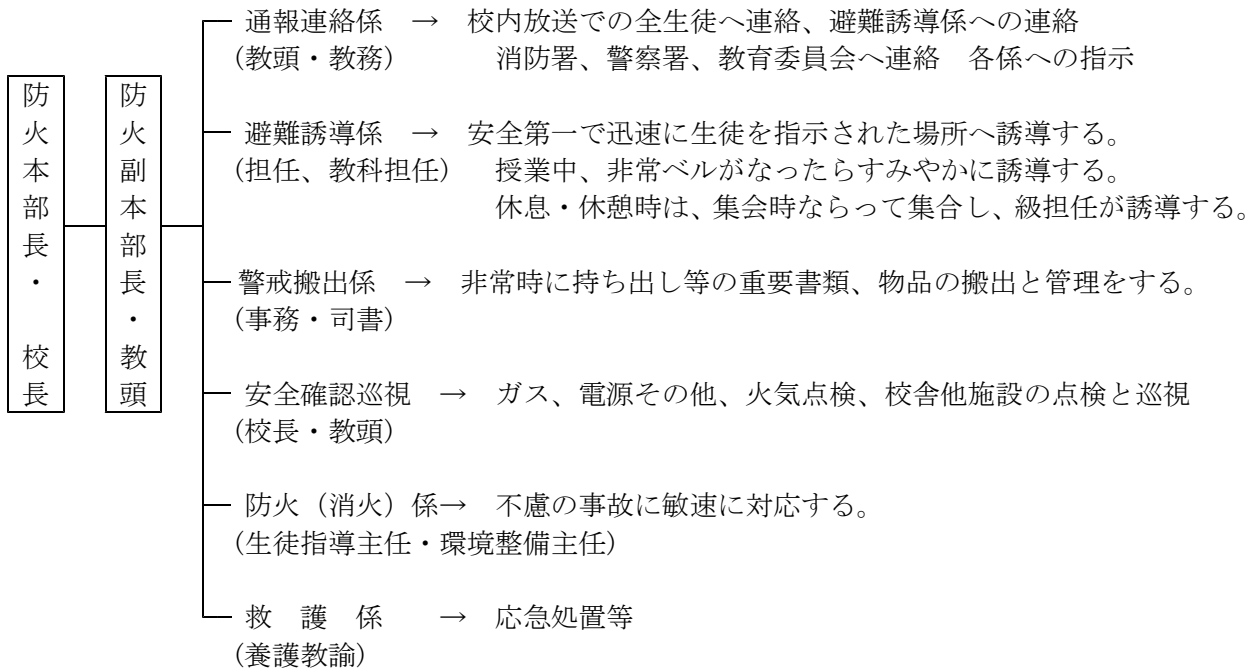
## 1. 趣 旨

消防法第8号の規定に定められているように「防火についての意識や関心の向上」と「安全行動の習慣化」を考え、また常に防火設備を整備し、緊急時には的確な判断と敏速な行動が出来るよう教育訓練を実施し、全体の組織体制を確立しておく必要がある。

## 2. 指導上のねらい

- (1) 生命及び身体の安全をいつでも考えて行動する態度を養うと共に、その習慣化を図る。
- (2) 教師の指示をよく聞き、状況を正しく判断し、いつも自分勝手な行動を慎むよう心掛ける。
- (3) 学校での災害の起こりやすい場所を知り、防火に気をつける。
- (4) 災害や防火に対する意識を高め、災害防止の心構えや必要性について理解し、意識をを深める。

## 3. 防災組織と任務



## 4. 防火管理者

- |                           |  |                                     |
|---------------------------|--|-------------------------------------|
| (1) 管理棟 1 F               | 職員室・・・教頭<br>事務室・・・事務職員<br>校長室・・・校長<br>印刷室・・・事務職員 | 倉庫・・・教頭<br>給湯室・・・事務職員<br>備品室・・・学年主任 |
| (2) 管理棟 2 F               | 音楽室・・・音楽科主任教諭<br>生徒会室(地域交流室)・・・生徒会顧問             | 技術室・・・技術科主任教諭                       |
| (3) 特別棟 1 F               | 保健室・・・養護教諭<br>SC室・・・教育相談担当                       | 家庭科室：家庭科主任教諭                        |
| (4) 特別棟 2 F               | 理科室・・・理科主任教諭                                     |                                     |
| (5) 特別棟 3 F               | 美術室・・・美術科主任教諭                                    |                                     |
| (6) 各通常学級、特別支援学級、通級・・・各担任 |  |                                     |
| (7) 図書館・・・図書司書            |  | (8) 武道場・・・体育科教諭                     |
| (9) 体育館・・・体育主任教諭          |  | (10) プール・・・体育科教諭                    |
| (11) 各部室・・・各顧問            |  |                                     |

### ※ 火気取り扱い責任者の留意事項

- 日頃から特に火気の手扱いに留意し、通勤時、放課後等に異常はないか確認、点検する。
- 配電盤のある部屋の責任者は、取っ手は素早く開けられるか日頃から確かめておくこと。
- ガスボンベの点検(給湯室、理科室、家庭科室)

## 5, 避難訓練

※ 事故発生の際の被害を最小限に食い止めるための訓練の実施。

### (1) 予想される災害

- ① 火災・・・自校出火、放火、火遊び、近隣からの延焼
- ② 地震・・・校舎崩壊、地割れ、水道管破裂など
- ③ 津波・・・運動場・校舎の浸水
- ④ 台風

### (2) 訓練内容

- ①通報
- ②指揮
- ③誘導
- ④避難
- ⑤搬出
- ⑥消火
- ⑦人員点呼
- ⑧救護

## 6, 避難・通報・消火訓練計画

### (1) 避難及び避難誘導の訓練

- ① 非常ベルが鳴ったら、避難に備え避難準備を整える。
- ② 大声で皆に知らせる。放送をよく聞き指示に従う。
- ③ 責任者はリーダーシップを発揮し的確に避難行動を指示する。
- ④ いたずらに騒ぎ立て無秩序な行動にならないようにする。
- ⑤ 地震発生の際は、必ず係員が必要な指示を行う。

### (2) 避難方法の訓練

- ① 誘導責任者は放送をよく聞くと共に最適避難方法を決定する。
- ② 避難方法は、階段に近い方から下の方へと避難する。
- ③ 避難場所は、予め定められた場所とする。

### (3) 指示班の避難誘導及び指導の訓練

- ① 火災の全体把握に努める。
- ② 機会を逸せず非常放送により火災状況を説明すると共に避難方向を指示する。
- ③ パニック状況にならないように注意する。
- ④ 消防隊と密接に連絡を取る。

### (4) 通報訓練

- ① 自動火災報知器設備受信機による火災覚知訓練
- ② 放送設備による校内放送訓練
- ③ 必要な伝える119番通報訓練
- ④ 出火場所及び各班から指揮班へ連絡する訓練

### (5) 防火訓練の内容

- ① 消火器訓練
- ② 水バケツ、水道ホースなどによる訓練
- ③ 屋内消火栓による操作放水訓練
- ④ 火気使用設備の使用停止訓練

### (6) 訓練実施計画

- ① 避難訓練、消火の総合訓練を年に1回実施する。
- ② 訓練実施を予め消防署へ連絡する。
- ③ 訓練内容は出来るだけ写真等で記録し次回の訓練の参考にする。
- ④ 地震対策としての防火訓練を実施する。

### (7) 避難通路の確保

- ① 階段、廊下、通路等に物品を置かない。
- ② 避難経路となる部分及び消火施設周辺の整理整頓に注意し、避難及び消火活動に支障のないようにする。

### (8) 夜間・休日の消防管理体制

- ① 自衛消防隊長・・・セコム警備保障（宮古ビル管理）
- ② 消防管理代行者

# 火災避難訓練

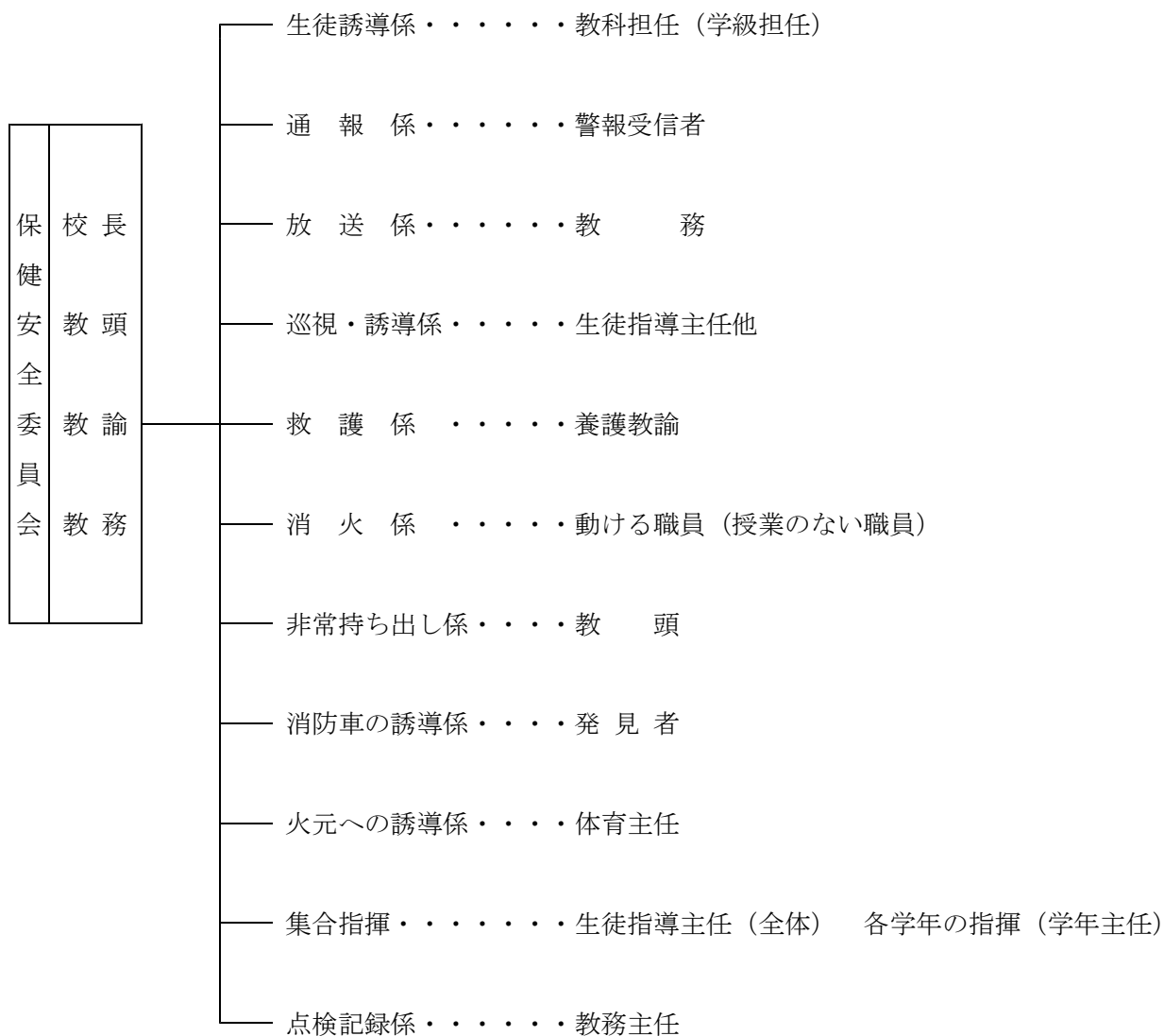
## 1. ねらい

- (1) 非常時に、落ち着いて規律正しく沈着冷静、敏速に避難する態度を養う。
- (2) 避難を通して、災害に対する意識を高め、人命を尊重し、安全に避難する自発的態度を養う。
- (3) 集団行動の中で、互いに協力し合うことの必要性について理解させる。

2. 実施日時 令和 年 月 日 ( ) 曜日

3. 想 定 別途提案

## 4. 組 織



## 避難訓練指導案

	内 容	留 意 点
事前指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学級指導の時間に非常の際の行動について指導する。</li> <li>(2) 避難時の整列順の確認</li> <li>(3) どんなことがあっても、教室に戻ったりしない。</li> <li>(4) 避難するときは、かがんで歩く。</li> <li>(5) 私語を慎むように指導しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 非常の合図によって、すべての行動を止め、放送を聞くようにさせる。</li> <li>(2) 先生の指示を注意して正確に聞く態度を身につけさせる。</li> </ul>
当日の指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 警報の発令及び出火の通報と共に授業を中止し、教科担任の指示に従う。</li> <li>(2) 静かに教室を出て、廊下に二列縦隊で整列し、口にハンカチを当てて速やかにグラウンドに避難する。</li> <li>(3) 移動に於いて、前の人を押したり、ふざけたりしないで、整然と移動する。</li> <li>(4) グラウンドに避難したら、出席係は人員の点呼を行い、学級担任に報告する。他の生徒は静かに待つ。(全体朝会の列)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 常に、生徒数・生徒の状況を正確に把握する</li> <li>(2) 学級担任は出席簿を持ち、原則として奇数クラス担任は生徒誘導に当たり、偶数クラスの担任は最後に教室の確認に当たる。そして進行方向の生徒の避難状況を確認する。</li> <li>(3) 静かにさせる。</li> </ul>
事後指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 静かで冷静な行動がとれたか反省する。</li> <li>(2) 今後、緊急事態発生時の態度について改善したい点を話し合う。</li> </ul>	
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 迅速性・・・警報が出てから全員が避難場所に集結するまでの所要時間を測定する。</li> <li>(2) 確実性・・・クラス全員が一体となって行動したか。</li> <li>(3) 安全性・・・指示通り、混乱せずに行動したか。</li> </ul>	

# 地震・津波対策マニュアル

## 1. 危機管理の目的

- ①危機発生時に、生徒及び教職員の安全確保を図ると共に、平常時及び危機収束後においても施設の点検等安全管理に努める。
- ②いかなる事態が起ころうとも組織として活動ができる体制を確立する。
- ③地域社会や関係機関、保護者等との連携を強化する。

## 2. 危機管理の組織

◎危機管理委員会	委員長	校長
	委員	教頭、主幹教諭、教務、学年主任、生徒指導主任
◎防災対策班	誘導班	避難場所へ生徒を早期に誘導
	救護班	けが人等の確認、応急処置への対応
	連絡班・施設班	生徒の人数確認、けが人の確認

## 3. 地震発生時の対応

地震発生時間	生徒への対応
生徒が自宅にいる時間	校長が状況判断し自宅待機を決定する。勤務時間外の災害発生の場合は、学校災害対策本部より職員へ連絡
生徒が登下校の途中	生徒は、自宅により近いところにいる場合は自宅へ。学校に近いところにいる場合は学校へ避難する。

## 4. 災害時（地震、津波）の緊急避難場所

地震発生時の指定緊急避難場所は本校のグラウンド及び本校の体育館である。

津波警報発生時は本校の校舎3階のピロティ（海拔約25m）に避難する。

## 5. 津波警報、注意報等の解説

震源が海底にあり、津波を引き起こす可能性のある大きな地震が発生したときには震源やマグニチュードから沿岸における津波の高さや到達時刻を予測して、津波警報・注意報が気象庁から発表されます。

### 津波警報・注意報等の解説

		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されるときに発表。人命に関わる被害が発生する恐れあり	3、4、6、8、10m以上

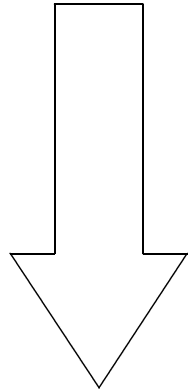
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されるときに発表。漁船の流失や家屋の浸水などの被害が発生する恐れがある。	1 m、2 m
津波注意報		高いところで0.5 m程度の津波が予想されるときに発表される。満潮時と重なる場合に浸水の被害の恐れあり。	0.5 m

## 6. 災害発生時における対応

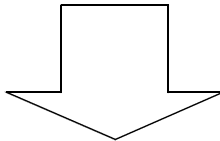
### ① 在校時における津波対応マニュアル

フロー図	対応内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地震発生</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">安全確保 火気への対応</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難指示 情報の収集</div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;"><b>地震発生時の基本行動</b></p> <p>① 教室にいる場合は、校内放送等により一斉放送を行い、担任等が机の下にもぐるよう生徒に指示する。</p> <p>② 身を守る物がない場所にいる場合は、身の回りの教科書等で頭を保護し、低い姿勢をとらせる。 (部活動中や休憩時間の場合は、指示や人員の把握がしにくい時間帯であることを踏まえて、あらかじめ対応を検討する)</p> <p>③ ガスコンロ等の火気を使用中には、すぐに消火したり、ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントは抜く。</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;"><b>地震です。教室にいる人はすぐに机の下にもぐりなさい。教室以外にいる人は、その場に座りなさい。(揺れが収まったら)先生の指示に従い、運動場に避難して下さい。(繰り返し)</b></p> </div> <p><b>【津波に対する情報収集】</b></p> <p>① テレビやラジオ、インターネット、市防災情報等により津波に関する情報を収集する。</p> <p>② 津波への避難場所、避難経路を決定する。 ☆校舎3階のピロティへ避難する。</p> <p>③ 津波に対する注意報、警報に対して避難指示を出す。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p style="text-align: center;"><b>地震は収まりましたが、津波の恐れがあります。生徒の皆さんは先生の指示に従い、校舎の3階ピロティへ速やかに避難して下さい。(繰り返し)</b></p> </div> <p>④ 指示に従い、生徒を速やかに誘導、避難させる。</p> <p>⑤ 逃げ遅れた生徒やけが人の確認、体調不良の生徒等へのサポートなどを行う。</p>

避難後の対応



避難解除・津波  
注意報解除後の  
対応



事後の対応・  
措置

【避難後の対応】

- ①担任は、避難場所で名簿により生徒の確認や負傷者の状況確認をする。
- ②負傷者の状況によって、救急車の出動を要請したり保護者へ連絡したり、養護教諭等による応急処置を行う。
- ③生徒が病院へいった場合は職員も病院へ行きその状況を管理職へ報告する。
- ④避難後は生徒の心理的動揺を落ち着かせ、場合によっては保護者へ連絡する。

※津波は繰り返し来襲します。第1波よりもその後のやってくる波の方が高くなる場合があります。津波警報・注意報が解除されるまでは注意が必要です。

- ①避難解除・津波注意報解除後は、生徒の心理的動揺を落ち着かせ、集団下校等を実施する。また、場合によっては保護者への連絡をする。  
(周囲の状況が判らず、下校判断が難しい場合は、教育委員会と連絡調整を図る。)

- ①管理職は、市教育委員会に生徒・職員の被害状況や施設の状況等を報告し必要に応じて支援要請を行う。
- ②学校施設・設備の点検を行い、安全が確認できない場合は、立ち入りを禁止する措置を執る。
- ③災害の状況や今後の対応について、保護者に知らせる。
- ④災害により通学路の安全が確認出来ない場合は、保護者に連絡を取り迎えを依頼する。それまでは学校に待機させる。

※災害時のさまざまなケースを想定しておいて下さい。

(例) ○地震発生時には、室内のガラスが割れて散乱している状況が想定されます。

○水泳の授業中に地震が発生したら・・・

○停電や断水等がおきる可能性が高く、校内一斉放送も使用ができない状況も十分考えられる。

○パニック状態の生徒、職員への対応。

## 7, 在校時以外以外における津波対応マニュアル

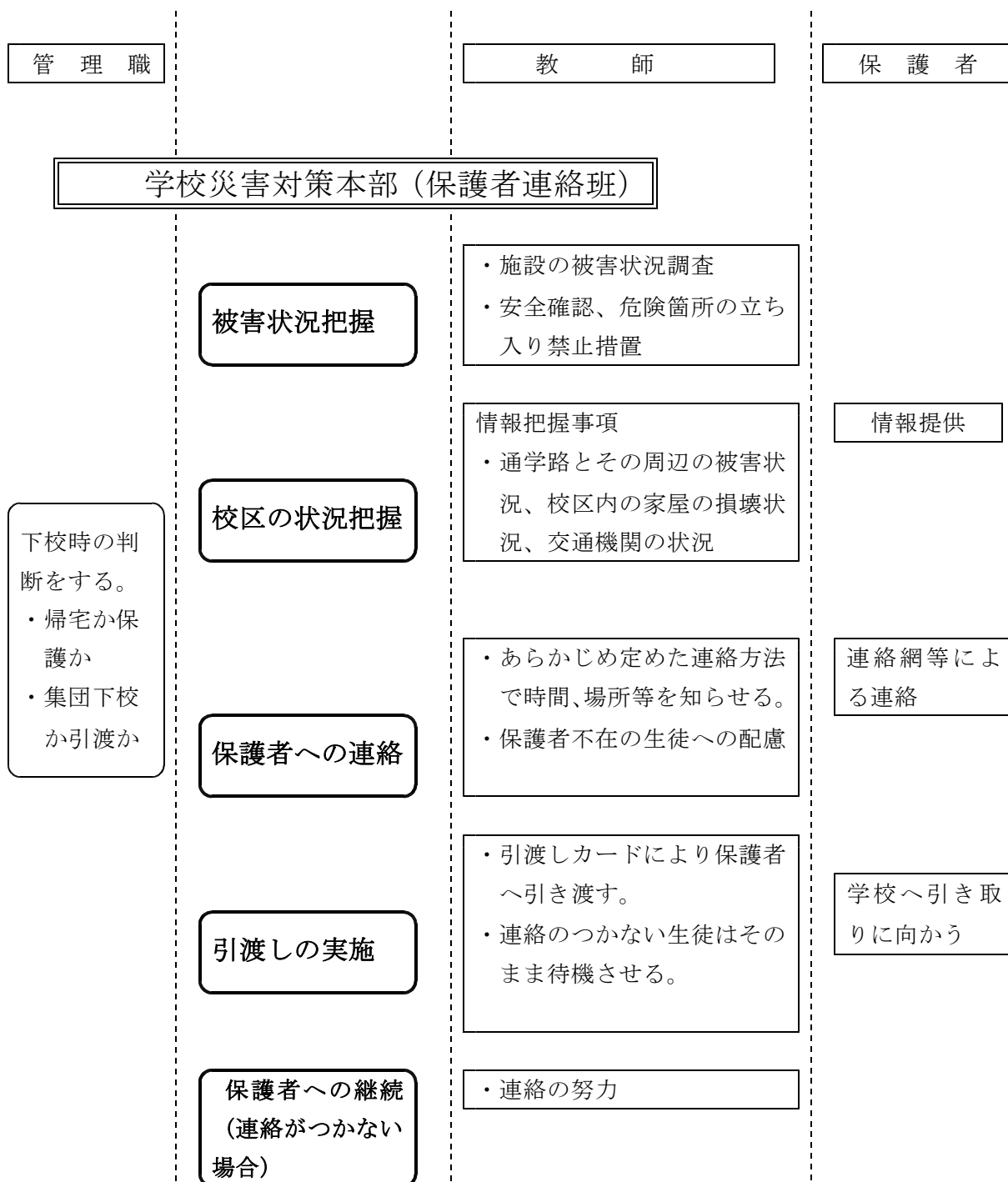
### 地震発生

強い地震（地震4程度以上）を感じた場合、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくり揺れを感じた時は、津波が発生するおそれがある。

	登下校時	自宅（休日・夜間）	校外学習時
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震が収まった後は、近くのできるだけ高台やビル等に急いで避難する。</li> <li>○地震が収まった後、消防団等の避難指示等があったら、急いで近くの高台や高い建物へ避難する。</li> <li>○登下校に支障が出た場合、可能な範囲で自分の所在を学校に連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震が収まったら、すぐにテレビやラジオ等により津波予報を確認する。</li> <li>○避難が必要な場合は、市が指定している避難所へ急いで避難する。</li> <li>○緊急を要する場合は、近くの高台やビル等のできるだけ高いところへ急いで非難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の指示をよく聞いて、急いで非難する。</li> <li>○教職員とはぐれたり、指示が届かない場合は、行政無線等をよく聞いて、非難が必要な場合は近くの高台やビル等のできるだけ高いところへ急いで非難する。</li> <li>○避難後の行動について教職員の指示に従う。</li> </ul>
学校・教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の所在の確認と状況によっては保護を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内</li> <li>・通学路</li> <li>・避難場所</li> </ul> </li> <li>○保護者への引き渡しが必要な場合は、引渡しカードにより引き渡す。連絡がつかない場合は、そのまま待機させる。</li> <li>○学校の対応等について教育委員会へ状況を報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒と家族の安否確認</li> <li>○学校の被害状況の把握</li> <li>○教職員の安否確認</li> <li>○津波の発生や津波による災害が発生した場合は可能な限り学校等に参集し、情報収集や教育委員会に被害情報報告等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引率教職員は、現場の状況や津波情報等から避難が必要かを判断し、避難が必要な場合は、生徒を避難させ状況を学校に報告する。</li> <li>○学校は引率教職員と連絡を取り状況を把握し必要な指示をする。</li> <li>○引率教師は避難完了後人員確認等を行い学校へ報告する。</li> <li>○学校は、交通機関や地域の安全状況、避難解除後の対応等について引率教職員へ連絡する。また、対応等については必要に応じて、保護者や教育委員会へ報告する。</li> </ul>

## 8. 災害時の保護者への引渡マニュアル

(※通信手段が遮断する事も想定し、連絡方法を検討しておくことも重要です)



### ◆引渡し実施上の留意点

- 引き渡した教職員、引き取った保護者がともにカードに確認の署名を行う。
- 保護者の迎えが遅くなっている生徒の精神的ケアに務める。